

選挙の年

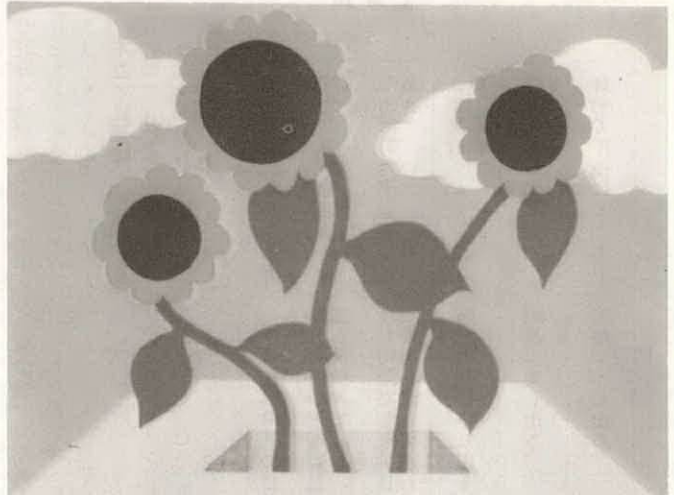
度会町選挙管理委員会

委員 掛橋 良一



昭和五十年を迎えて思うことは、物価高と破産と経済不況の話である。これらの諸問題は、私どもの日常生活と切り離すことのできない問題ではあるが、もう一つ忘れてはならない問題が待っている。それは統一地方選挙である。統一地方選挙は、昭和二十二年以来四年ごとに展開され

る地方首長並びに議会議員の選挙で、今年には第八回日の統一地方選挙の年である。毎日の新聞を見ても、選挙の記事が満載されている。とくに東京、大阪の首長のごとき大都市首長選挙の情報も賑々しく報道されている。統一地方選挙を、三重県だけを考えてみるに、十三市五



あなたの一票  
明るい社会

すこやかな町を築こう！正しい一票

十六町村のうち選挙を実施し市町村は、二市九町村だけで約八十五%の市町村では、何らかの選挙が実施されることになっている。三重県では四月十三日に行なわれた県議会議員の選挙があったから投票箱を使用しない市町村は、県下に一つもないことになる。選挙は、何の選挙でも、何時の選挙でも厳正公明に施行されなければならぬはずであるが、それが身近かな選挙になればなるほど感情に走り、ムードに流され風評に迷わされて思わぬ弊害を醸し、地方自治の発展の上に思わぬ害毒を流すことがある。

先般、私が所要あって他出した際、たま／＼首長選のある村を通って、直接眼にした風景であるが、街道沿の田の畦に、候補者の氏名を表示した選挙ポスターが、一メートルおき位に立てられていた。それも同一ポスターが五本も六本も立っていた。なかには地上二メートル位の四角が塔をしつらえポスターが一杯に貼布してあった。これでもかこれでもかと、威圧するかのよう感じて不快に思った。

ある県の知事選挙を、新聞報道でみる限りにおいては、保革一騎打ちだといいい、色別競争のように、赤青の旗指物が街にあふれ、色風船が空に舞い、色八巻、色たすきの行進が流れ、色御こしが町を練り、やきいも屋が「何々芋」と、候補者の名を表示して、町を流して歩いたと報じられた。選挙は、氏神さんのお祭ではありません。最も神聖で且つ厳肅な公民権の施行でなければなりません。選挙する人も、選挙される人も、またこれらを推進する人も打って一丸となって選挙の神聖に目覚めなければなりません。こんなことは、お互に百も承知、二百も合点のことではあるが、月日がたつとつい頭のすみに置き忘れることもある。選挙のあるたびに忘れ物を思い出すのも意義あることと思う。

度会町にあっては、四月二十日告示、四月二十七日投票の町長選、六月には、町議会議員選が実施される予定になっている。いずれも私共のものも身近かな、大切な選挙であることは、申すまでもない。厳正にして、公明な選挙が実施されたらいいのです。立った人も、立てた人も、後味が芳い選挙でありたいものです。



# 町長選挙 (四月二十七日)

## 明るく正しい一票を

ことしは、全国統一地方選挙の年です。

四月十三日に実施された、県議会議員選挙をはじめ、四月二十七日には町長選挙が行なわれます。また当町は、六月に町議会議員の選挙も行なわれることになっております。

選挙は、民主主義の根本です。

明るく正しい選挙が行なわれてこそ、真の民主的な明るい社会が建設されるものです。そのためには、まず一人一人が正しい知識と、善良な判断と自由な立場で代表者を選ばなければなりません。

演説などで、候補者の政見や人柄をよく調べ、責任のある、清い一票をいたしましょう。

投票できる人は、選挙人名簿に登録されている人です。

選挙人名簿は、住民基本台帳をもとに作成されており、したがって昭和三十年四月二十八日までに生まれた人で、昭和五十年一月十五日以前から当町に住んでいる人が対象者となっております。

投票できない人は、昭和五十年一月十六日以降の転入者は、今回の名簿に登録されませんから投票できません。また町外へ投票日までに転出された人も、度会町長選挙の投票はできません。

不在者投票は、四月二十七日の投票日に投票所へやむを得ない事由で行けない人は必ずいたしましょう。また重度

の身体障害者の場合は、在宅投票もできます。手続きが複雑ですから二十一日までに、町選挙管理委員会へお尋ねの上、手続をしてください。

### ◎選挙運動について

1 選挙運動のできる期間  
選挙運動は、選挙期日の告示があり立候補の届出をしたときから選挙期日の前日までの間です。

立候補の届出前の選挙運動は、事前運動として禁止されています。

2 選挙運動の時間による制限  
午後八時から午前七時までの間は、街頭演説、選挙運動用自動車からの連呼を行うことができません。

3 選挙運動のできる者の制限  
選挙の公平を確保し、また選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼすおそれがないようにするため、公務員については、それぞれの関係法律によって選挙運動を

### 投票用紙の請求

度会町選挙管理委員会へ印鑑を持参する。

度会町選挙管理委員会へ、宣誓書を添えて申し出る。

施設の長に申し出る。

船長に申し出る。

郵便で申し出る。

### 選挙人名簿登録者数

昭和50年3月17日現在

字	男	女	計
注連	129	140	269
田口	126	117	243
麻加	102	106	208
坂井	52	61	113
長原	122	152	274
立花	67	80	147
立川	34	38	72
岡田	90	94	184
大久保	73	75	148
平生	119	133	252
牧戸	121	123	244
棚橋	308	347	655
大野	221	243	464
葛原	95	95	190
下久	86	93	179
上久	92	96	188
田間	34	31	65
当津	36	35	71
茶屋	25	28	53
川口	95	96	191
栗原	73	71	144
中之郷	57	69	126
日向	56	56	112
日町	27	27	54
五ヶ	58	68	126
小川	30	30	60
火打	54	62	116
駒ヶ	44	59	103
柳	57	66	123
市場	42	44	86
脇出	94	100	194
和井	110	119	229
南村	200	204	404
川上	36	36	72
合	2,965	3,194	6,159

### 4 選挙運動の方法

イ、運動用通常ハガキ  
候補者一人につき、町長一、五〇〇枚、町議会議員五〇〇枚で有料の選挙運動用通常葉書以外は一切頒布することができません。

ロ、文書図画の掲示  
選挙運動用ポスターは長さ四二センチ、幅三〇センチ以内で、町長、町議会議員と五〇〇枚です。選挙事務所を表示するものは、たて三五センチ、よこ一〇〇センチ、ちようちん類は高さ八五センチ、直径四五センチです。

5 演説などによる選挙運動  
イ、個人演説会  
個人演説会は、公営施設を使用して開催するものと、そうでない施設を使用して開催するものと二

### 6 その他選挙運動の制限

イ、戸別訪問  
戸別訪問は禁止されています。署名運動  
イ、戸別訪問  
イ、戸別訪問は禁止されています。

ロ、街頭演説  
歩行中や走行する車上からの演説は禁止されています。

ハ、連呼行為  
学校および病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように努めなければなりません。

以上基本的な事項を書きましたので、詳細は選挙管理委員会に問い合せてください。

●収支報告書は、昭和五十年五月十二日午後五時までに必ず報告すること。

### 不在投票のあらまし

不在者投票事由	不在者投票をする場所	
	度会町選挙管理委員会	度会町選挙管理委員会へ印鑑を持参する。
やむを得ない事由で、投票日に投票所へ行くことができない方	他市区町村選挙管理委員会	度会町選挙管理委員会へ、宣誓書を添えて申し出る。
	指定施設(病院・老人ホーム等)	施設の長に申し出る。
在宅投票(重度の身体障害者のみ)	船内(船員に限る)	船長に申し出る。
	自宅で郵便によって	郵便で申し出る。

### 町選挙日程表

- 20日・選挙告示
  - 立候補届出受付
  - 不在者投票開始
  - 選挙運動開始
- 21日・立候補届出締切
- 24日・選挙立会人届出締切
  - 選挙立会人くじ執行(午後5時15分)
- 26日・不在者投票締切
  - 選挙運動最終日
- 27日・投票時間
  - 午前7時から
  - 午後6時まで